

大淀町地域防災計画

令和3年（2021年）5月

大淀町防災会議

— 目 次 —

第1編 総則 -----	1
第1章 計画の基本方針-----	1
第1 目的-----	1
第2 計画の位置づけ-----	1
第3 基本方針-----	2
第4 計画の構成-----	2
第2章 防災ビジョン-----	4
第1 計画の理念-----	4
第2 基本目標達成のための防災施策-----	5
第3章 町域の概況-----	7
第1節 自然的条件-----	7
第1 地勢-----	7
第2 地形-----	7
第3 地質-----	7
第4 活断層-----	8
第5 気象-----	9
第2節 社会的条件-----	10
第1 人口-----	10
第2 交通網-----	11
第3 土地利用状況-----	11
第4 歴史・文化資源-----	11
第4章 災害危険性及び想定する災害-----	12
第1節 災害履歴-----	12
第1 台風・集中豪雨灾害-----	12
第2 地震災害-----	12
第2節 地域の災害危険性-----	13
第1 災害危険性-----	13
第2 地域ブロック別の災害特性-----	14
第3節 想定災害-----	16
第1 地震災害-----	16
第2 風水害-----	17
第3 その他災害-----	17
第4節 地震被害想定-----	18
第1 予測震度及び液状化予測-----	18
第2 被害想定-----	19
第5節 洪水予測-----	22

第5章 防災関係機関が処置すべき 事務又は業務の大綱	24
第1 実施責任	24
第2 地方公共団体の業務	25
第3 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	27
第6章 住民、事業所の基本的責務	36
第1節 住民の役割	36
第1 町民一人ひとりの役割	36
第2 区・自主防災組織の役割	37
第2節 事業所の役割	37
第1 災害予防対策	37
第2 地域への貢献	37
第3 応急対策活動への協力	37
第7章 計画の運用	38
第1 計画の修正	38
第2 計画の運用	38
第2編 災害予防計画	39
第1章 住民避難	39
第1節 避難収容体制の確立	39
第1 避難の定義	39
第2 指定緊急避難場所、避難路の選定と整備	39
第3 指定避難所の指定と整備	41
第4 指定避難所の運営管理体制の整備	43
第5 指定避難所以外の避難収容施設の確保	43
第6 福祉避難所の確保	44
第7 避難所運営マニュアルの活用	44
第8 避難所としての学校施設利用計画の策定	44
第9 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知	44
第10 避難所開設・運営訓練の実施	44
第11 避難所生活の長期化に対応した環境整備	45
第12 在宅被災者等への支援体制の整備	45
第13 主要施設における避難計画	45
第2節 帰宅困難者支援体制の整備	47
第3節 要配慮者の安全確保	48
第1 福祉のまちづくりの推進	48
第2 避難行動要支援者避難支援計画	48
第3 在宅の要配慮者対策	50
第4 社会福祉施設等における対策	51
第5 外国人等への対策	51

第 6	防災訓練、教育の実施-----	52
第 7	要配慮者等向け生活用品・食料等の準備-----	52
第4節	応急住宅等供給体制の整備-----	53
第 1	応急仮設住宅の供給体制の整備-----	53
第 2	公営住宅の空家状況の把握-----	53
第2章	住民等の防災活動の促進-----	54
第1節	防災知識の普及-----	54
第 1	学校等における防災教育-----	54
第 2	防災知識の普及啓発-----	55
第 3	町職員に対する防災教育-----	56
第 4	防災上重要な施設の管理者等の教育-----	56
第 5	災害教訓の伝承-----	57
第2節	防災訓練の実施-----	58
第 1	総合防災訓練-----	58
第 2	個別防災訓練-----	58
第 3	住民の訓練-----	58
第3節	自主防災体制の整備-----	60
第 1	自主防災組織の育成-----	60
第 2	事業所による自主防災体制の整備-----	61
第 3	救助・初期消火活動の支援-----	62
第 4	地区防災計画の策定-----	62
第4節	企業防災の促進-----	63
第 1	企業・事業所の役割-----	63
第 2	町の役割-----	63
第 3	商工団体等の役割-----	64
第5節	消防団員による地域防災体制の充実強化-----	65
第 1	消防団の役割-----	65
第 2	他の組織との関係-----	65
第 3	消防団員数の確保-----	65
第6節	ボランティア活動支援環境の整備-----	67
第 1	ボランティアの役割と協働-----	67
第 2	受入れ体制の整備-----	67
第 3	人材の育成-----	68
第 4	活動支援体制の整備-----	68
第3章	災害に強いまちづくり -----	69
第1節	まちの防災機能強化-----	69
第 1	市街地の整備-----	69
第 2	防災空間の確保-----	70
第 3	都市基盤施設の防災機能の強化-----	71
第 4	土木構造物の耐震対策-----	71
第2節	建築物等の安全対策の推進-----	73
第 1	建築物等の耐震対策-----	73
第 2	建築物等の防火・安全化対策-----	73

第3節	交通確保体制の整備	75
第1	鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）	75
第2	道路施設（町、県）	75
第3	緊急輸送道路等の整備	76
第4節	ライフライン確保体制の整備	80
第1	上水道	80
第2	下水道	81
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	82
第4	ガス（L P ガス等事業者）	85
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社）	85
第6	住民への広報	87
第5節	危険物等災害予防対策の推進	88
第1	危険物災害予防対策	88
第2	高压ガス、L P ガス災害予防対策	88
第3	火薬類災害予防対策	89
第4	毒物・劇物災害予防対策	89
第5	放射性物質保管施設災害予防対策	89
第6	原子力災害予防対策	89
第7	危険物等の輸送災害対策	89
第6節	水害予防対策の推進	90
第1	河川・水路の改修等	90
第2	水害防止対策の推進	90
第3	農地・ため池の防災対策	92
第4	住民への周知	92
第7節	地盤災害予防対策の推進	93
第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	93
第2	土砂災害警戒情報等の事前周知	94
第3	土石流対策	94
第4	地すべり対策	95
第5	急傾斜地崩壊対策	96
第6	山地災害対策	97
第7	宅地防災対策	97
第8	孤立地区対策	98
第8節	火災予防対策の推進	99
第1	建築物等の火災予防	99
第2	林野火災の予防	100
第3	活動体制の整備	101
第9節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	103
第4章	災害に備えた防災体制の確立	106
第1節	総合的防災体制の整備	106
第1	町の災害組織体制等の整備	106
第2	関係機関等との連携体制の整備	106
第3	人材の育成	107
第4	防災中枢機能等の確保・充実	108

第 5	地域防災拠点の整備・充実	108
第 6	防災用資機材等の確保	109
第 7	複合災害防止体制の整備	110
第 8	防災に関する調査研究の推進	110
第2節	航空防災体制の整備	111
第3節	情報収集伝達体制の整備	112
第 1	通信手段の整備	112
第 2	情報収集伝達体制の強化	113
第 3	災害広報体制の整備	114
第 4	非常通信体制の強化	114
第 5	安否確認及び支援情報等の提供体制の整備	115
第 6	災害情報共有化の推進	115
第 7	孤立集落等への通信対策	115
第4節	孤立集落対策	116
第 1	町、住民・自主防災組織の役割分担	116
第5節	支援・受援体制の整備	117
第 1	支援体制の整備	117
第 2	受援体制の整備	117
第6節	消防・応援体制の整備	118
第 1	消防力の充実	118
第 2	応援体制の充実	119
第7節	応急医療体制の整備	120
第 1	保健医療体制の整備	120
第 2	地域災害拠点病院	120
第 3	医療品等の確保	121
第8節	防疫体制の整備	122
第 1	町防疫班の編成	122
第 2	防疫・保健衛生用資機材等の整備	122
第 3	職員への訓練	122
第9節	火葬場等の確保	123
第 1	火葬データベースの整備	123
第 2	応援協力体制の確立	123
第10節	廃棄物処理体制の整備	124
第 1	災害廃棄物処理計画による体制整備	124
第 2	災害時の相互協力体制	124
第 3	廃棄物仮置き場等の配置計画	124
第11節	緊急物資確保供給体制の整備	125
第 1	住民における備蓄の推進	125
第 2	飲料水の確保	125
第 3	食料及び生活必需品の確保	126
第 4	物資の調達、輸送方法	127
第12節	文化財の保護対策	128
第 1	文化財防災意識の普及と啓発	128
第 2	予防体制の確立	128
第 3	消防用設備の整備、保存施設等の充実	128

第 4	歴史的建造物への対応-----	128
第 5	災害別対策-----	129
第13節	文教対策の推進-----	130
第 1	児童生徒等の安全確保対策-----	130
第 2	登下校・登退園の安全確保-----	131
第14節	二次災害防止体制の整備-----	131
第 1	危険物の安全対策-----	131
第 2	降雨等に伴う二次災害の防止-----	131
第 3	被災建築物応急危険度判定体制の整備-----	131
第 4	被災宅地危険度判定体制の整備-----	132
第 5	砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用-----	132
第 3 編	風水害等応急対策計画-----	133
第 1 章	住民避難-----	133
第 1 節	応急避難-----	133
第 1	高齢者等避難【警戒レベル3】-----	135
第 2	避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】-----	136
第 3	警戒区域の設定-----	141
第 4	避難-----	143
第 5	指定緊急避難場所の開設、避難行動要支援者の避難完了の確認等-----	144
第 2 節	指定避難所の開設・運営-----	146
第 1	指定避難所の開設-----	146
第 2	指定避難所の管理・運営-----	148
第 3	指定避難所の閉鎖及び縮小-----	151
第 4	指定避難所における動物の適正な飼育-----	152
第 5	在宅被災者等への支援-----	152
第 6	車中泊者への対応-----	152
第 7	広域一時滞在-----	152
第 3 節	要配慮者の支援-----	153
第 1	安否の確認・被災状況の把握-----	153
第 2	被災した要配慮者への支援活動-----	154
第 4 節	建築物・住宅応急対策-----	156
第 1	住居障害物の除去-----	156
第 2	被災住宅の応急修理-----	157
第 3	応急仮設住宅の建設-----	157
第 4	公営住宅等への一時入居-----	158
第 5	住宅に関する相談窓口の設置等-----	158
第 2 章	警戒期の対応-----	159
第 1 節	組織体制-----	159
第 1	大淀町防災会議-----	159
第 2	活動体制の確立-----	159

第3	風水害等警戒体制	160
第4	災害対策本部の設置	161
第5	現地災害対策本部の設置	163
第6	本部の組織及び事務分掌	164
第2節	動員体制	169
第1	動員人員	170
第2	動員方法	170
第3	福利厚生	172
第3節	気象予警報等の収集・伝達	173
第1	情報の収集	173
第2	情報の伝達系統	178
第4節	警戒活動	180
第1	水防活動	180
第2	土砂災害警戒活動	181
第3	ライフライン・交通等警戒活動	181
第3章	発災時の対応	183
第1節	情報の収集・伝達	184
第1	気象予警報等の収集・伝達	184
第2	情報の収集・伝達系統	184
第3	被害状況の把握	185
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	187
第5	被害状況等の集約・整理等	188
第6	県及び国への報告	188
第7	被災者の安否情報	191
第2節	通信手段の確保	192
第1	応急復旧	192
第2	通信手段	192
第3節	災害広報・広聴対策	194
第1	災害広報	194
第2	報道機関への情報提供等	195
第3	広聴活動の実施	196
第4節	応援の要請・受入れ	198
第1	行政機関等への応援の要請・受入れ	199
第2	消防活動に係る応援隊の受入れ	200
第3	県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ	200
第4	職員の派遣要請・受入れ	201
第5	民間との協力	202
第6	I S U Tの受け入れ体制の準備	204
第7	支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）	204
第5節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	205
第1	自衛隊災害派遣要請の要求等	205
第2	災害派遣部隊の受入れ	207
第3	派遣部隊の撤収要請	208

第6節	公共土木施設等・建築物応急対策	209
第1	被災直後の初期段階での対応	209
第2	県による住民や町等への情報提供	210
第3	公共土木施設等	210
第4	公共建築物等	212
第5	道路等の災害応急対策	213
第6	林道	215
第7	農道	215
第7節	ライフライン等の確保	216
第1	上水道（町）	217
第2	下水道（町）	217
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	218
第4	電気通信（西日本電信電話株式会社）	221
第5	L P ガス等（L P ガス事業者等）	223
第6	公共交通（近畿日本鉄道株式会社）	224
第8節	救助・救急活動	226
第1	災害発生状況の把握	226
第2	人命救助活動	226
第3	行方不明者の捜索	227
第4	各関係機関の相互応援	227
第9節	医療救護活動	229
第1	医療情報の収集・提供活動	229
第2	医療対策	229
第3	後方医療対策等	231
第4	医薬品等の調達・確保	232
第10節	交通規制・緊急輸送活動	234
第1	緊急輸送の範囲	234
第2	陸上輸送	235
第3	航空輸送	236
第4	交通規制	237
第11節	緊急物資の供給	240
第1	給水活動	240
第2	食料の供給	242
第3	生活必需品の供給	244
第4	日本赤十字社による救助	246
第5	義援金・救援物資の受入れ及び配分	247
第12節	防疫・保健衛生活動	249
第1	防疫活動	249
第2	食品衛生管理	250
第3	被災者の健康維持活動	251
第4	愛玩動物の収容、並びに死亡・放浪動物対策	251
第13節	遺体の収容・処理及び火葬等	254
第1	初期活動	254
第2	遺体の収容	254
第3	遺体の処理	255

第 4	遺体の火葬等-----	255
第14節	廃棄物の処理等-----	257
第 1	し尿処理-----	257
第 2	ごみ処理-----	259
第 3	がれき処理-----	260
第 4	環境保全対策-----	262
第15節	ボランティア等自発的支援の受入れ-----	264
第 1	ボランティアの受入れ-----	264
第 2	海外からの支援の受入れ-----	266
第16節	災害救助法の適用-----	267
第 1	災害救助法の適用基準-----	267
第 2	滅失世帯の算定基準-----	268
第 3	災害救助法の適用申請-----	268
第 4	救助の実施-----	268
第 5	救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲-----	269
第 6	救助実施状況の報告-----	269
第17節	応急教育等-----	270
第 1	学校・園施設の応急対策-----	270
第 2	応急教育の実施-----	271
第 3	園児・児童・生徒の応急対策-----	272
第 4	社会教育施設等の応急対策-----	273
第18節	文化財応急対策-----	274
第 1	災害発生の通報-----	274
第 2	被害状況の調査・復旧対策-----	274
第19節	農林関係応急対策-----	275
第 1	農業用施設-----	275
第 2	農作物-----	275
第 3	畜産-----	275
第 4	林産物-----	275
第20節	社会秩序の維持-----	276
第 1	警備活動-----	276
第 2	住民への呼びかけ-----	276
第 3	物価の安定及び物資の安定供給-----	276
第21節	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定-----	277
第 4 章	その他災害応急対策-----	278
第 1 節	地盤災害応急対策-----	278
第 1	土砂災害応急対策-----	278
第 2	被災宅地の危険度判定-----	278
第 3	山地災害応急対策-----	278
第 4	ため池災害応急対策-----	279
第 2 節	大規模火災対策-----	280
第 1	警戒活動-----	280
第 2	市街地火災応急対策-----	280
第 3	林野火災応急対策-----	281

第 4	人命救助活動	282
-----	--------	-----

第 5	消防活動に係る応援隊の受入れ	283
-----	----------------	-----

第 6	地域住民との連携	283
-----	----------	-----

第3節	危険物等災害応急対策	284
-----	------------	-----

第 1	危険物施設災害応急対策	284
-----	-------------	-----

第 2	高压ガス施設等災害応急対策	285
-----	---------------	-----

第 3	放射性物質保管施設災害応急対策	286
-----	-----------------	-----

第 4	原子力災害応急対策	287
-----	-----------	-----

第4節	大規模交通災害応急対策	289
-----	-------------	-----

第 1	大規模交通災害の種類	289
-----	------------	-----

第 2	応急対策	289
-----	------	-----

第4編 地震災害応急対策計画-----291

第1章 住民避難-----291

第1節	応急避難	291
-----	------	-----

第 1	高齢者等避難【警戒レベル3】	293
-----	----------------	-----

第 2	避難指示【警戒レベル4】、緊急安全確保【警戒レベル5】	293
-----	-----------------------------	-----

第 3	警戒区域の設定	296
-----	---------	-----

第 4	避難	298
-----	----	-----

第 5	指定緊急避難場所の開設、避難行動要支援者の避難完了の確認等	300
-----	-------------------------------	-----

第2節	指定避難所の開設・運営	301
-----	-------------	-----

第 1	指定避難所の開設	301
-----	----------	-----

第 2	指定避難所の管理・運営	303
-----	-------------	-----

第 3	指定避難所の閉鎖及び縮小	306
-----	--------------	-----

第 4	指定避難所における動物の適正な飼育	307
-----	-------------------	-----

第 5	在宅被災者等への支援	307
-----	------------	-----

第 6	車中泊者への対応	307
-----	----------	-----

第 7	広域一時滞在	307
-----	--------	-----

第3節	要配慮者の支援	308
-----	---------	-----

第 1	安否の確認・被災状況の把握	308
-----	---------------	-----

第 2	被災した要配慮者への支援活動	309
-----	----------------	-----

第4節	建築物・住宅応急対策	311
-----	------------	-----

第 1	住居障害物の除去	311
-----	----------	-----

第 2	被災住宅の応急修理	312
-----	-----------	-----

第 3	応急仮設住宅の建設	312
-----	-----------	-----

第 4	公営住宅等への一時入居	313
-----	-------------	-----

第 5	住宅に関する相談窓口の設置等	313
-----	----------------	-----

第2章 発災時の対応-----314

第1節	組織体制	315
-----	------	-----

第 1	大淀町防災会議	315
-----	---------	-----

第 2	活動体制の確立	315
-----	---------	-----

第3	休日・夜間等地震初動体制	316
第4	災害対策本部の設置	316
第5	現地災害対策本部の設置	318
第6	本部の組織及び事務分掌	319
第2節	動員体制	324
第1	動員人員	325
第2	動員方法	325
第3	福利厚生	327
第3節	情報の収集・伝達	328
第1	地震情報の収集・伝達	328
第2	災害情報及び防災情報の収集・伝達	333
第3	被害状況の把握	334
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	336
第5	被害状況等の集約・整理等	336
第6	県及び国への報告	337
第7	被災者の安否情報	339
第4節	通信手段の確保	341
第1	応急復旧	341
第2	通信手段	341
第5節	災害広報・広聴対策	343
第1	災害広報	343
第2	報道機関への情報提供等	345
第3	広聴活動の実施	345
第6節	応援の要請・受入れ	347
第1	行政機関等への応援の要請・受入れ	348
第2	消防活動に係る応援隊の受入れ	349
第3	県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ	350
第4	職員の派遣要請・受入れ	350
第5	民間との協力	351
第6	I S U T の受け入れ体制の準備	353
第7	支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）	353
第7節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	354
第1	自衛隊災害派遣要請の要求等	354
第2	災害派遣部隊の受入れ	356
第3	派遣部隊の撤収要請	357
第8節	公共土木施設等・建築物応急対策	358
第1	被災直後の初期段階での対応	358
第2	県による住民や町等への情報提供	359
第3	公共土木施設等	359
第4	被災建築物、被災宅地	361
第5	道路等の災害応急対策	362
第6	林道	364
第7	農道	365
第8	公園、緑地	365
第9	地震水防活動	365

第9節	ライフライン等の確保	367
第1	上水道（町）	368
第2	下水道（町）	368
第3	電力（関西電力送配電株式会社）	369
第4	電気通信（西日本電信電話株式会社）	372
第5	L P ガス等（L P ガス事業者等）	374
第6	公共交通（近畿日本鉄道株式会社）	375
第10節	危険物等災害応急対策	377
第1	危険物施設災害応急対策	377
第2	高圧ガス施設等災害応急対策	378
第3	放射性物質保管施設災害応急対策	379
第4	原子力災害応急対策	380
第11節	地盤災害応急対策	382
第1	砂防施設	382
第2	治山施設	383
第12節	大規模火災対策	384
第1	市街地火災応急対策	384
第2	人命救助活動	384
第3	消防活動に係る応援隊の受入れ	385
第4	地域住民との連携	385
第13節	救助・救急活動	386
第1	地震による人的被害発生状況の把握	386
第2	人命救助活動	386
第3	行方不明者の捜索	387
第4	各関係機関の相互応援	387
第14節	医療救護活動	389
第1	医療情報の収集・提供活動	389
第2	医療対策	389
第3	後方医療対策等	391
第4	医薬品等の調達・確保	392
第15節	交通規制・緊急輸送活動	394
第1	緊急輸送の範囲	394
第2	陸上輸送	395
第3	航空輸送	396
第4	交通規制	397
第16節	緊急物資の供給	400
第1	給水活動	400
第2	食料の供給	402
第3	生活必需品の供給	404
第4	義援金・救援物資の受入れ及び配分	406
第17節	防疫・保健衛生活動	408
第1	防疫活動	408
第2	食品衛生管理	409
第3	被災者の健康維持活動	410
第4	愛玩動物の収容、並びに死亡・放浪動物対策	410

第18節	遺体の収容・処理及び火葬等	413
第1	初期活動	413
第2	遺体の収容	413
第3	遺体の処理	414
第4	遺体の火葬等	414
第19節	廃棄物の処理等	416
第1	し尿処理	416
第2	ごみ処理	418
第3	がれき処理	419
第4	環境保全対策	421
第20節	ボランティア等自発的支援の受入れ	422
第1	ボランティアの受入れ	422
第2	海外からの支援の受入れ	424
第21節	災害救助法の適用	425
第1	災害救助法の適用基準	425
第2	滅失世帯の算定基準	426
第3	災害救助法の適用申請	426
第4	救助の実施	426
第5	救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲	427
第6	救助実施状況の報告	427
第22節	応急教育等	428
第1	学校・園施設の応急対策	428
第2	応急教育の実施	430
第3	園児・児童・生徒の応急対策	430
第4	社会教育施設等の応急対策	431
第23節	文化財応急対策	433
第1	地震災害発生の通報	433
第2	被害状況の調査・復旧対策	433
第24節	農林関係応急対策	434
第1	農業用施設	434
第2	農作物	434
第3	畜産	434
第4	林産物	434
第25節	社会秩序の維持	435
第1	警備活動	435
第2	住民への呼びかけ	435
第3	物価の安定及び物資の安定供給	435
第26節	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	436
第5編	災害復旧・復興計画	437
第1章	まちの復旧及び経済の振興対策	437
第1節	公共施設等の復旧	437

第1	災害復旧事業計画の作成	437
第2	災害復旧事業の実施	438
第2節	激甚災害の指定	439
第1	激甚災害指定の手続	439
第2	激甚災害の指定基準	439
第3	局地激甚災害指定基準	441
第3節	被災中小企業の振興	443
第1	資金需要の調査	443
第2	中小企業者に対する支援制度の周知	443
第4節	被災農林業者への融資	444
第1	資金需要の調査	444
第2	農林業者に対する支援制度の周知	444
第2章	被災者のくらしとしごとの再建の支援	445
第1節	罹災証明書の発行等	445
第1	罹災台帳の作成	445
第2	罹災証明書の発行	445
第3	罹災証明書発行に関する広報	447
第4	被災証明書の発行	447
第5	被災者台帳の作成	447
第2節	被災者の生活確保	448
第1	雇用対策	448
第2	町税等の減免・徵収猶予等	448
第3	災害援護資金・生活資金等の貸付	449
第4	災害弔慰金等の支給	450
第3章	被災者のこころとからだのケア	451
第1節	被災者生活再建窓口の開設	451
第1	被災者生活再建相談窓口の開設	451
第2	相談内容・要望の処理	451
第2節	被災者健康維持活動	453
第1	巡回相談等の実施	453
第2	心の健康相談の実施	453
第3	女性のための相談窓口の設置	453
第4章	被災者のすまいの再建の支援	454
第1節	被災者生活再建支援金	454
第1	被災者生活再建支援金の支給	454
第2	被災者生活再建支援金の概要	454
第2節	住宅の確保	456
第1	住宅の供給促進	456
第2	その他の対策	456
第5章	災害復旧・復興計画の策定	458
第1節	災害復旧・復興方針の策定	458

第 1	基本方針	458
第 2	復旧・復興計画の策定	458
第 2 節	災害復旧・復興計画の策定	460
第 1	復旧・復興対策体制の整備	460
第 2	災害復旧・復興計画の策定	460
第 6 章	特定大規模災害発生時の復興計画	461
第 1	復興対策本部及び復興基本方針等	461
第 2	特定大規模災害発生時における復興計画の作成	462
第 3	復興整備事業における各種特例措置	463
第 6 編	南海トラフ地震防災対策推進計画	465
第 1 節	総則	465
第 1	推進計画の目的	465
第 2	計画の基本方針	465
第 3	防災関係機関が行う事務又は業務の大綱	466
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報	467
第 1	地震の時間差発生による災害の拡大防止	467
第 2	南海トラフ地震臨時情報の発表	467
第 3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	469
第 4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	469
第 3 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	469
第 1	奈良県地震防災緊急事業五箇年計画	469
第 4 節	防災訓練計画等	469
第 1	防災訓練計画	469
第 5 節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	470
第 1	職員に対する防災知識の普及	470
第 2	住民に対する防災知識の普及	470
第 3	学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画	470
第 4	防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	470
第 6 節	地域防災力の向上に関する計画	470
第 1	自主防災組織の災害対応能力の向上	470
第 2	事業所等の災害対応能力の向上	470
第 3	常備消防力の強化等	471
第 7 節	広域かつ甚大な被害への備え	471
第 1	建築物の耐震性の確保	471
第 2	長周期地震動対策	471
第 3	斜面崩壊	471
第 4	時間差発生による災害の拡大防止	471
第 5	帰宅困難者対策	471
第 6	文化財保護対策	471

第8節	地震発生時の応急対策等-----	472
第1	災害対策本部等の設置-----	472
第2	地震発生時の応急対策-----	472
第3	他機関に対する応援要請-----	472
第9節	消防活動計画-----	472
第1	出火防止・初期消火-----	472
第2	消防活動-----	472
第3	相互応援協定-----	472
第10節	保健医療活動計画-----	472
第1	保健医療活動-----	472
第2	医療機関への支援-----	472
第3	要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援-----	473
第4	保健医療活動にかかる受援体制の整備-----	473
第5	後方医療体制の整備及び傷病者の搬送-----	473
第6	災害時における医薬品等の供給体制-----	473
第7	保健師等による健康管理に関する活動-----	473
第8	精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動-----	473
第9	医療関係機関・団体への協力要請-----	473
第11節	緊急輸送計画-----	473
第1	計画の基本方針-----	473
第2	輸送力の確保-----	473
第3	緊急輸送体制の確立-----	473
第12節	防疫、保健衛生計画-----	474
第1	防疫体制-----	474
第2	食品衛生対策-----	474
第3	防疫・保健衛生用資機材の調達等-----	474
第4	ペットの災害対策-----	474
第5	生活衛生対策-----	474
第13節	支援・受援体制の整備-----	474
第1	被災地への人的支援-----	474
第14節	広域避難対策-----	474
第1	広域避難者の受け入れ体制の整備-----	474
第2	広域避難者への対応-----	474
第15節	物資等の確保-----	475
第1	町、住民の役割分担-----	475
第2	平常時の物資調達-----	475
第3	平常時の報告-----	475
第4	食料備蓄率の向上-----	475